

公益財団法人神戸国際協力交流センター

平成25年度事業計画

1. 事業計画

はじめに

平成 23 年 3 月に策定された「神戸市国際化推進大綱」に基づき、神戸の魅力を活かした新たな国際都市を目指し、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び、平成 24 年 12 月に神戸市産業振興財団から移管を受けた、④海外事務所の運営事業を重点とし、事業を推進していく。

また、平成 24 年度から 3 か年の中期経営計画に基づき、当財団が持つ人的ネットワーク・情報・ノウハウを活かして、市民、国際協力・国際交流団体、国際機関等との連携を一層強化していくとともに、広報の強化、サービスの向上、事業基盤の確立に取り組む。

なお、平成 25 年 4 月末に財団事務所を現在の神戸国際会館から神戸商工貿易センター 2 階に移転する。

事業内容

【国際協力事業】

開発途上国の行政官等の研修、開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、広報啓発及びそれらの国への専門家ボランティア派遣等の事業を行う。

(1) 神戸アジア都市情報センター (AUICK) との連携事業

当財団は、国連人口基金と神戸市によって設立された任意団体「神戸アジア都市情報センター (AUICK)」と連携して、アジアの 9 つの中規模都市 (注:AUICK 提携都市) と、各都市の直面する都市問題の解決のため、以下の国際協力事業を実施する。

(注) : AUICK 提携都市 :

チッタゴン [バングラデシュ]、威海 (ウエイハイ) [中国]、チェンナイ [インド]、スラバヤ [インドネシア]、クアantan [マレーシア]、ファイサラバード [パキスタン]、オロンガポ [フィリピン]、コンケン [タイ]、ダナン [ベトナム]

なお、AUICK 提携都市の中には、経済成長の著しい都市等も含まれているため、平成 25 年度より、AUICK 提携都市の再編に着手する。

①都市政策研修事業

AUICK 提携都市が直面する人口と都市問題の解決に資するため、前期及び後期の年2回、各都市の上級行政官を神戸に招き、都市政策研修を実施する。

AUICK 提携都市は本研修を通じて、神戸市の先進事例や他都市の取組み事例を参考にして、自国で実施可能な具体的な実行計画（アクション・プラン）を策定する。アクション・プランの策定に当たっては、世界保健機関（WHO）神戸センターの協力を得て、共同で指導を行う。研修テーマについては、国連人口基金及びWHO神戸センターと協議のうえ決定する。

②特別研究事業

アジア各都市が直面する都市問題に対する解決の糸口を探るため、AUICK提携都市における行政施策の優良事例について調査を行い、その成果を発表する。

③シルバー国際協力ボランティア事業

AUICK提携都市における人口と開発に関するプロジェクトの実施を支援するため、必要な技術や専門知識を有する行政・企業の退職者等、概ね60歳以上の市民を登録し、提携都市のニーズに応じて、現地で技術協力を行うボランティアとして派遣する。

④国際協力啓発事業

事業実施により蓄積したアジアの都市政策に関する情報を掲載した機関誌「Asian Cities and People」（英文）を発行し、インターネットのホームページ（アクセス件数：約7,000件／月）を通じて広く一般に提供する。

また、当財団のホームページにおいても、本事業の成果や収集した情報を、広く情報発信する。

（2）JICA（国際協力機構）草の根技術協力事業

開発途上国への技術協力事業として、ベトナムのダナン産婦人科・小児科病院を対象として、看護師・助産師の知識・技術の向上を図るため、JICA草の根技術協力事業（地域提案型）を実施する。

本事業は平成24年度から26年度の3年間、同病院で体系的な看護師・助産師教育プログラムを整備し、実践するための技術支援を行うもので、神戸市立医療センター西市民病院及び神戸市看護大学の協力を得て、看護師、大学教官等の専門家を現地に派遣するとともに、ダナン市から看護師等を研修員として神戸に招いて実地研修を行う。

平成25年度は、前年度に続き、看護師長クラスの研修員を受け入れ（2回）、技術的支援を行うほか、新たに院内研修の責任者である医師、看護部長等の研修員を受け入れ（1回）、研修計画の策定方法についても支援する。また、専門家を現地に派遣し（2回）、次回以降の神戸での研修内容についての協議や研修員が帰国後に院内

で実施する研修のフォローアップを行う。

(3) JICA（国際協力機構）受託研修事業

JICAが実施する技術協力事業（開発途上国の自立発展や開発効果の持続性を確保するため、開発途上国自らの課題解決能力を向上させる事業）として行われる「研修員受入」について、神戸市がノウハウを有する都市経営や貿易、災害復興・防災関連の分野を中心に、研修を受託し、学術機関、民間企業等の協力を得て実施し、国際協力に貢献する。

①環インド洋経済圏貿易投資促進研修

環インド洋経済圏の主としてアフリカ及びアジア諸国において貿易投資促進を行う政府ならびに関係機関の政策担当行政官を神戸に招聘して、日本を含むアジア発展の歴史の教訓を教授し、自国にとって有効な貿易・投資促進策を検討する3週間の研修を行う。

本コースでは、環インド洋経済圏における国際分業の中での自国産業の優位性を分析し、貿易投資関係の強化を経済開発に結び付けるための具体的施策の策定とその実現を目指す。

②コミュニティ防災研修【年2回実施に拡張】

住民主体の自主防災組織の設立やコミュニティ防災活動を推進する開発途上国の行政官を神戸市に招聘して、平成7年の阪神・淡路大震災の経験・反省を踏まえて始めた神戸市独自の取組みである「防災福祉コミュニティ」の実例を教授する6週間の研修を行う。本コースでは行政機関の対応である「公助」には限界があるとの認識に立ち、「自助・共助」の必要性・重要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進する具体的手法を習得し、災害時に活用していくことを目指す。

本研修は各国からの参加希望が多いため、本年度は2回に分けて研修が実施される。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

これらの事業を推進していくために、当財団内に、外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う「神戸国際コミュニティセンター（KICC）」を設置し、運営する。

なお、神戸国際コミュニティセンターについても、当財団の移転に併せて、現在

の神戸国際会館20階から神戸商工貿易センタービル2階に移転する。(平成25年5月7日より、再オープン)

(1) 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、当財団のホームページに、最新の生活情報を7言語(日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語)で掲載する。

②図書コーナー・情報提供コーナー

神戸国際コミュニティセンター内に、国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍や海外の新聞・雑誌を自由に閲覧できる図書コーナー、当財団が主催・共催する事業や民間の国際協力・国際交流団体等の行事及び行政情報等を利用者に知らせる掲示板、行政や各種国際協力・国際交流団体の広報物等を置くスペース(ラック)を設置し、運営する。

③図書貸出システムの導入【新規】

図書貸出システムを導入して、バーコード方式により日本語学習書等の書籍を集中管理することにより、貸出処理の迅速化など、サービスの充実を図るとともに、貸出図書管理の効率化を図る。

(2) 相談事業

①生活相談【拡充】

生活相談員が、外国人市民に対して、多言語による市政や生活の情報を窓口や電話で提供するとともに、日常生活に関する相談業務を窓口及び電話にて実施する。

○対応言語:6言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語)

○相談曜日 英語・中国語:月～金、ベトナム語:月・水、

韓国朝鮮語:金、スペイン語・ポルトガル語:火・木

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00 (電話は9:00から対応)

なお、平成25年度中に、近時ニーズが増加傾向にあるインドネシア語やタイ語などの言語への対応を図る。

②専門相談

行政書士が入国在留許可、行政手続などの専門相談を実施する。

○相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00

(3) 支援事業

①三者通訳事業

区役所に日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が来庁した際に、区役所職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・センター職員による三者通話）を実施する。

○対応言語:6言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語)

②同行通訳事業【拡充】

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が区役所や市内の公的機関で問合せ・相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳（要事前予約制）を実施する。

○対応言語:6言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語)

なお、平成25年度中に、近時ニーズが増加傾向にあるインドネシア語やタイ語などの言語への対応を図る。

③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民は、大規模災害時に災害弱者となるため、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会8協会が災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

④外国人相談窓口担当者連絡会及び生活相談員研修事業

神戸市内及び近郊で外国人市民相談を専門に行なっている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を2か月に1度開催し、専門家による研修を実施するとともに、意見交換を行なう。

また、神戸市内の外国人市民向けに多言語生活相談業務を行なっている外国人コミュニティ、外国人支援NPO等を対象に、行政情報を中心とした生活相談員研修を実施する。

(4) 日本語・文化サポータープログラム事業

①日本語・文化サポーター【拡充】

神戸国際コミュニティセンターでは、日本語等のボランティア（現在約 1,700 人）が、外国人市民に対して、日本語学習や日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を通じ、外国人市民へのサポートと、市民レベルの国際交流を促進してきた。

今回の事務所の移転に伴い、ボランティアの再登録を行なうとともに、ボランティア活動のメニューも再検討し、「日本語・文化サポーター」という名称で実施する。

②日本語サポーターのスキルアップ事業

(ア) 養成講座（7日間コースを年3回開催予定）

日本語を教えるサポーターに基本的な日本語の知識と教授法を講義形式で教える初級研修を開催する。

(イ) 中級講座（8日間コースを年1回開催予定）

中級者以上の日本語・文化サポーターのスキルアップのため、講義だけでなく実習を取り入れた実践的な教授法の研修を開催する。

(5) 市民レベルの国際交流事業

①国際交流フェア事業

神戸市を中心として活動している国際協力・国際交流団体及び外国人コミュニティ等が、相互連携と交流を深め、各団体の活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、市民の異なる文化・伝統への理解を促進することを目的として開催する。

②多文化交流会【新規】

大学や国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流事業等の増加・充実を進める。

(6) 国際協力・国際交流事業助成

神戸市内の国際協力・国際交流事業の促進のため、国際協力・国際交流事業を行う団体が主催し、神戸市内で実施される市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業に、対象事業費の1/2以下、10万円以内で助成を行う。

(7) 会議室提供事業【拡充】

国際協力・国際交流団体が非営利目的で実施する、国際協力・国際交流に関する会合・事業等のために、低廉な利用料で神戸国際コミュニティセンターの会議室を貸し出す。

なお、新たに会議室内でインターネット接続ができるよう利用者サービスの向上を図る。

【留学生支援事業】

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に関連する事業に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

(1) 奨学生事業

①奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する開発途上国からの私費留学生より30名を選考する。(1次・2次面接)

奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

②奨学生関連事業

(ア)市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

(イ)交流イベントへの参加支援

国際協力・国際交流団体などが主催する国際交流行事への奨学生の参加を促すため、参加費の一部を助成する。

(ウ)奨学生OB・OG等への情報提供

奨学生と元奨学生及び神戸との人的ネットワーク形成を図るため、会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付する(年1回)

(エ)奨学生OB・OG等のホームページでの紹介

市民の留学生事業への理解促進のため、神戸、日本又は海外で活躍している元奨学生の近況や行事等をホームページで紹介する。

(オ)留学生電子掲示板等の運営

奨学生及びそのOB・OG等との人的ネットワーク形成のための「奨学生専用電子掲示板」及び一般の留学生と市民がWeb上で情報交換・交流できる「留学生電子掲示板」を運営する。

(2) 留学生住宅の提供

神戸市内の大学に在籍する留学生に対し、低廉な家賃で住宅を提供する。

- ①家族用住宅 20戸 ポートアイランド (UR 都市再生機構所有)
- ②夫婦用・単身用住宅 92戸 西区学園都市 (神戸すまいまちづくり公社所有)
(内訳：夫婦用15戸、単身者住宅77戸)

(3) 文化施設見学支援

神戸市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等(39施設)が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス(はっぴいめもりーパスKOB E)を発行する。(約5,000枚/年)

(4) 住宅敷金の貸付

神戸市内の大学に在籍する留学生に、民間住宅を賃借する際の敷金の一部を、50万円を限度とし、無利子で貸し付ける。

(5) 就職活動専門研修セミナー

日本企業へ就職を希望する留学生を対象とし、ビジネスマナー、模擬面接などの実践的な内容のセミナーを民間の国際交流団体と連携して開催する。

【海外事務所の運営事業】

神戸市から運営を受託しているシアトル事務所や当財団の天津及び上海の各海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致やシティセール、ポートセールス及び姉妹(友好)都市交流等の事業を実施する。

(1) 神戸市シアトル事務所 (1961年開設)

- ①姉妹都市交流事業
- ②企業誘致活動
- ③各種情報の収集・提供、連絡調整

(2) 神戸・天津経済貿易連絡事務所 (1985年開設)

- ①友好都市交流事業
- ②中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート
- ③各種情報の収集・提供、連絡調整

(3) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（2006年開設）

- ①都市間交流促進事業
- ②船社・貨物・客船の誘致
- ③ビジネスチャンスの創出及び企業支援
- ④観光客誘致、地場産業等のプロモーション
- ⑤各種情報の収集・提供、連絡調整

【その他の事業】

国際協力・国際交流団体への支援・連携等を通じて、地域の国際化を促進する事業を実施する。

(1) 神戸アジア交流プラザ事業

アジアを中心とした地域の文化や情報の交流拠点として、神戸市長田区の施設を借上げて、民間国際交流団体に管理・運営を委託し、外国人市民に対する情報の提供を行うとともに各種国際交流事業を実施する。

- ① アジアを中心とした各種情報・資料の収集・提供
- ②アジアを中心とした芸術・文化等紹介等の市民講座（語学サロン、市民国際交流講座、アジア文庫読書サロン、グローバルセミナー等）の開催
- ③留学生等を市内児童館に派遣し、児童の国際理解を進める「児童国際理解教育事業」の実施
- ④その他、地域での国際交流・多文化共生社会の推進に関する事業の実施

(2) 日本語教室助成事業

当財団では、日本語・文化サポーターにより、外国人市民の日本語学習の支援を行っているが、三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区で、民間の国際協力・国際交流団体が、ベトナム人、ペルー人等の外国人市民を対象にして、低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行う。

(3) NGOとの連携事業（自治体国際化協会助成事業）

NGO団体の日本国際救急救助技術支援会（JPR）と連携し、カンボジアの首都プノンペンの特設経済特区に、これまでJPRが同国で育成してきた災害対応のための人材・システムを活用した「防災システムモデル地区」を創設する事業を24年度に引き続き実施する。

(4) 神戸市外国語大学との連携事業

相互の人的・知的資源や施設の有効活用を図り、相互に有意義と認められる事業を行うことにより、一層の国際協力・交流の充実及び地域貢献の進展に資することをめざして、神戸市外国語大学と連携協力に関する協定を平成24年4月に締結した。

平成25年度は同大学の公開講座を神戸国際コミュニティセンターで年2回開催するほか、同大学の学生を国際交流フェアの業務に従事するインターンとして受け入れる。

(5) ホームページ等による広報活動

当財団の実施する外国人市民向けの各種サービスや行政・生活情報、イベント情報、国際協力・国際交流団体が開催する事業の情報等を、インターネットで広く情報発信する。(24年度アクセス件数：約14,000件/月)

また、神戸国際コミュニティセンターが、外国人市民に対する相談窓口として、ワンストップサービス機能を担っていること等を広く広報する。

(6) 関西領事団支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団神戸事務所を支援する。